

# 真岡市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和4年9月15日制定

## 1 趣旨

このガイドラインは、本市の所有する施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という）の導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について基本的な考えをまとめたものです。

## 2 ネーミングライツの目的

安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行うとともに、官民連携により、相互の活性化を図ることを目的とします。

## 3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツ事業は、市と企業又は団体（以下「企業等」という。）との契約により、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価を得ることにより、施設の運営維持と利用者へのサービス向上等を図るものです。

ネーミングライツ導入後、市はホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、正式名称については変更せず、施設等の所有権、運営等には影響を与えないものとしてします。

## 4 ネーミングライツの効果

### (1) ネーミングライツ・パートナー

#### ア. PR効果

- ①企業等名・商品名等を冠した愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市がホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用することによるPR効果が期待できます。
- ②ネーミングライツ・パートナーであることを、自社のホームページや出版物等で広報することができます。
- ③施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、当該施設の屋内に企業PR、商品展示スペースの設置をすることができます。なお、内容については施設ごとに協議のうえ決定します。

#### イ. 社会貢献・イメージアップ

ネーミングライツ料が施設の運営や維持のための財政支援となり、市民サービスの向上に貢献することができます。また、地域の活性化に貢献していることが市民等に認知されることにより、企業等のイメージアップにつながります。

## (2) 市及び市民

### ア. 新たな財源の確保・経費の節減

新たな財源の確保や施設等の管理運営経費を節減することができます。

### イ. 市民サービスの向上

ネーミングライツ料を当該施設等の管理運営等に活用することで、安全で快適な施設運営を維持、向上することができ、市民サービスの向上を図ることができます。

### ウ. 地域経済の活性化

施設等をネーミングライツ事業に活用することにより、公民連携による地域経済の活性化に寄与することができます。

## 5 対象施設

### (1) 対象とする施設

市が所有しているスポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等の施設。

### (2) 対象外とする施設

名称の設定に特段の経緯があるものや、市役所庁舎、消防施設、学校等の、一般的に愛称を付するのが適当でないとは判断される施設。

### (3) その他

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨を考慮し、指定管理者の不利益にならないよう留意します。(意見や要望の聴取等)。

## 6 ネーミングライツ料の算定

対象施設の利用状況、規模、マスメディア等への露出状況などを勘案し、類似する施設や他自治体の例なども参考として算定します。

## 7 契約期間

原則3年以上とし、施設の特性、管理形態に応じて協議の上、その期間を決定します。

## 8 愛称(命名条件等)

(1) 愛称は公共の施設にふさわしく、市民にとってわかりやすく親しみやすい愛称とします。

(2) 施設等の特性により、特定の地名等を含めるなど、愛称に条件を定めることがあります。

(3) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。

(4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、市とネーミングライツ・パートナーとで協議のうえ、その可否を決定するものとします。

(5) 印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。

## 9 募集方法等

(1) 原則公募とします。

(2) 募集要項

募集にあたり必要な事項については、個別に募集要項を作成します。

## 10 応募資格

応募資格を有する者は、企業等とします。ただし、次の各号に掲げる業種又は企業等は除きます。

(1) 市税を滞納している者

(2) 市から指名停止の措置を受けている者

(3) 真岡市暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第32号）第2条第1号、第5号、第6号に規定する暴力団又は暴力団員等で構成される者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条に規定する更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条に規定する再生手続きをしている事業者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

(6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業

(7) 政治性又は宗教性のある業種や企業等

(8) 市と係争中又はそれに類する関係である者

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(10) 社会問題を起こしている業種や企業等

(11) (1) から (10) までに定めるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れのある業種や企業等

(12) その他市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市長が認める者

## 11 選定方法

募集締切後、審査委員会を開催し、ネーミングライツ・パートナーとしての優先交渉権者を選定します。なお、応募が1者の場合も選定委員会を開催します。

審査基準は次のとおりとします。

	評価項目	評価基準	配点
1	提案金額（年額×年数）	・提案金額（年額×年数）が最高のものを1位とし50点を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を50点に乗じた得点	50
2	愛称は適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
3	ネーミングライツ・パートナーとして適当か	・地域貢献や地域振興等に対する理念 ・財務状況から見て経営の安定性	30
			100

## 12 ネーミングライツ・パートナーの決定・公表

市は、審査委員会において選定されたネーミングライツ・パートナーの候補者と協議を行ったうえで、ネーミングライツ・パートナー及び愛称を決定します。決定後、ネーミングライツ・パートナーとネーミングライツに関する契約を締結します。

ネーミングライツ・パートナー決定後、ホームページや広報紙、報道機関への情報提供等によりネーミングライツ・パートナーの名称、ネーミングライツ料、契約期間、愛称等を公表します。

## 13 愛称の使用

### (1) 使用期間

契約締結後、市とネーミングライツ・パートナーは契約期間中において愛称を使用することができます。

### (2) 愛称を付した看板等の設置について

ア. ネーミングライツ・パートナーは、看板を新たに設置、変更する際は施設管理課及び屋外広告物所管課と協議を行うこととします。

イ. 企業ロゴは愛称と一緒に表示することができ、表示方法は別途定めます。

## 14 費用負担

ネーミングライツ料（※1）以外の費用負担は、次のとおりとします。

負担内容	ネーミングライツ・パートナー	市
応募に要する費用	○	
敷地内外の看板等の表示変更（設置、修繕、撤去）にかかる費用 ※2	○	
契約期間終了後の現状回復にかかる費用	○	
契約締結後に市が作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更に係る費用 ※3		○

※1 指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る経費とみなさないものとします。

※2 敷地外、道路標識の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※3 愛称決定後その都度作成するのではなく、残部数や切り替え時期などを考慮して作成することとします。

## 15 契約の解除

契約期間中にネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市もしくは施設のイメージが損なわれた、または損なわれるおそれがある場合、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があった場合等において、市は契約満了を待たず契約を取り消すことができることとします。

その場合において、納付済みのネーミングライツ料は還付せず、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。ただし、市の責めに帰すべき事項による場合は、この限りではありません。

#### 16 リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、契約書等に定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議して決定するものとします。

#### 17 契約期間の満了

市は契約期間までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることをさけるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現在のネーミングライツ・パートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。その場合でも、応募書類を提出の上審査委員会での審査を実施します。

#### 18 施行時期

このガイドラインは、令和4年9月30日から施行します。